

第二条中、「第十六条」を、「第二十四条第一項」に、「同条第二号」を、「同項第二号」に、「同条第一号中、「第二種指定製品」を、「指定表示製品」に改める。
別表中、「第二種指定製品」を、「指定表示製品」に改める。

附則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

財務省

○農林水産省令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十四条第一項の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 谷津 義男

経済産業大臣 平沼 赳夫

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

○厚生労働省令第四十五号

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七條第一項の規定に基づき、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八條に規定する業務を行う者を指定する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

厚生労働大臣 坂口 力

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第八條に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

名 称	住 所	事務所の所在地	指 定 の 日
財団法人テクノエイド協会	東京都千代田区神田小川町三丁目八番五号	東京都千代田区神田小川町三丁目八番五号	平成五年十月一日
	河台ヤギビル四階	河台ヤギビル四階	

この省令は、公布の日から施行し、平成五年十月一日から適用する。

第一条中、再生資源の利用の促進に関する法律「を、資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第十六条」を、「第二十四条第一項」に、「同条第一号」を、「同項第一号」に改める。
第二条中、「第十六条」を、「第二十四条第一項」に、「同条第二号」を、「同項第二号」に改め、同条第一号中、「第二種指定製品」を、「指定表示製品」に改める。
別表中、「第二種指定製品」を、「指定表示製品」に改める。

附則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

財務省

○国土交通省令第一号

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）附則第十一項の規定に基づき、住宅金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

国土交通大臣 林 寛子

住宅金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

住宅金融公庫法施行規則（昭和二十九年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。
附則第九項の表平成十年度の項中、「平成十六年度及び」を、「平成十二年度、平成十六年度及び」に改め、同表平成十一年度の項中、「平成十六年度及び平成十七年度」を、「平成十二年度」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十六号
老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十八條の二第一項の規定に基づき、老人福祉法第二十八條の三に規定する業務を行う者を指定する省令を次のように定める。
平成十三年三月二十八日
厚生労働大臣 坂口 力
老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十八條の三に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

名 称	住 所	事務所の所在地	指 定 の 日
財団法人長寿社会開発センター	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	平成二年八月二十九日

附則

この省令は、公布の日から施行し、平成二年八月二十九日から適用する。

○厚生労働省令第四十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十四條の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四條に規定する講習会を指定する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

厚生労働大臣 坂口 力

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四條に規定する講習会を指定する省令

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十四條に規定する講習会として次の講習会を指定する。

指定する講習会の名称	講習会を行う者の名称	講習会を行う者の住所	指 定 の 日
福祉用具供給事業従事者研修会	社団法人シルバーサービス振興会	東京都千代田区麹町四丁目五番地二十一	平成十一年七月一日
福祉用具供給事業従事者研修会	社団法人日本福祉用具供給協会	東京都千代田区三崎町三丁目六番十三号	平成十一年七月一日
福祉用具専門相談員指定講習会	全国農業協同組合中央会	東京都千代田区大手町一丁目八番三号	平成十一年七月十四日
福祉用具供給事業従事者研修会	株式会社エルフ	大阪府大阪市福島区福島五丁目十七番三十二号	平成十一年七月十四日
福祉用具専門相談員指定講座	有限会社中日看護セントー	愛知県名古屋市中区千代田二丁目十番七号	平成十一年七月二十一日
福祉用具供給事業従事者研修会	財団法人総合健康推進財団	東京都台東区谷中一丁目五番十一号	平成十一年八月十三日
福祉用具専門相談員指定講習会	社会福祉法人鳥根県社会福祉事業団	鳥根県松江市東津田町千七百四十一番地三	平成十一年八月十三日
福祉用具供給事業従事者研修会	社団法人北海道シルバーサービス振興会	北海道札幌市中央区大通西十八丁目一番五十五号道新西ビル別館八階	平成十一年九月九日